

平成 年 月 日

日車協連会長

殿

推 せ ん 書

下記の者は、推奨工場指定の資格審査の結果、適格と認められますので、自動車車体整備推奨工場規則第7条により推せんします。

記

1. 事業場名

2. 事業場の所在地

理事長